

後期中等教育（高等学校）における障害のある生徒

「施設・設備・備品」「配慮」「制度的施策」「支援する人や組織」の現状

天野 栄一

大西 哲

佐藤 尚人

都築 一治

近年、日本の高等教育機関で学ぶ障害学生数は確実に増加し、それぞれの障害の種類や程度も多様化している。とくにこれまで受け入れを拒否されることの多かった重度障害のある学生の受け入れも一部の大学を中心に進んでおり、各大学とも障害学生に対する対応を全く考慮せずに済む時代は過ぎ去ろうとしている。

しかし現実には、具体的な障害学生に対する対応策を決めている高等教育機関は少数で、多くの機関は実際に障害のある学生が入学してから、個別的な配慮を行ったり、施設・設備・備品を整えたりと、障害をもつ個々の学生への対応に追われているのが現状で、他学部で障害学生を受け入れた経験や、その際に利用された施設・設備・備品の全学での共有などは、依然として大学全体の課題として残されたままのようである。

ところで高等教育機関における障害学生の増加は、それ以前の教育機関における、つまり高等学校における障害のある生徒の増加を反映している。とくに従来は、盲・聾・養護学校など特殊教育諸学校で学ぶほかはなかった重度の障害のある生徒たちが、それぞれの地域の高等学校で学び、大学に進学してくるケースも増えてきている。いわゆる「統合教育」の進展、社会におけるノーマライゼーション理念の浸透、少子社会における大学の現状など、これには幾つかの要因が考えられる。しかしどのような障害のある生徒が、どのような形で後期中等教育機関（高等学校）に進学し、どのようなケアを受けて卒業してくるのか、それもまた不透明な部分が多いのがわが国の現状である。

流通経済大学社会学部の教員で組織する障害者教育問題研究会が今回「後期中等教育（高等学校）における障害のある生徒」をテーマに、全国実態調査を実施した理由もここにある。高等教育機関（専修学校専門課程を含む）への進学率が6割を超えている中で、障害のある生徒の高等学校への進学・在籍・卒業を明らかにする意義は大変に大きいといえるだろう。

本調査の基礎的なデータ集計は、すでに文部科学省科学研究費補助金の「研究成果報告書」の形で発表した。

平成12年度～平成13年度 文部科学省科学研究費補助金（基盤研究C）課題番号
12610193 研究成果報告書 「後期中等教育（高等学校）における障害のある生徒」
平成14年3月25日 発行 流通経済大学障害者教育問題研究会
<http://www.rku.ac.jp/~shomonken/highschool/index.html>

今回はその「報告書」で掲載しなかった「障害のある生徒のための施設・設備・備品」「障害のある生徒への配慮」「障害のある生徒への制度的施策」「障害のある生徒を支援する人や組織」などについて、単純集計と地域別集計の一部を報告する。

目次

1. 本研究の背景と目的
2. 調査の時期、内容と方法
3. 障害のある生徒のための「施設・設備・備品」
4. 障害のある生徒への「配慮」
5. 障害のある生徒に対する「制度的施策」
6. 障害のある生徒を「支援する人や組織」
7. 地域別にみた「施設」などの配置状況
8. おわりに

1. 本研究の背景と目的

これまで流通経済大学の障害者教育問題研究会では、全国の4年制大学を対象として、2度にわたる全国郵送調査を実施し、障害者の高等教育段階における「入学・在籍・就職」などに関して、基礎的な調査報告書を発表してきた。またそこから見えてきた幾つかの問題に関連して、それぞれの研究者が共同で、あるいは個別的に分析・研究を行ってきた。

障害者の高等教育に関わる問題を調査・研究していく過程で、障害のある生徒の後期中等教育、すなわち高等学校段階での実態についても、実際には不明な点がかなり多いことが判明した。特殊教育諸学校（盲・聾・養護学校）に在籍する生徒に関しては、文部科学省発行の「学校基本調査報告書」などで具体的な数値が上げられているが、それ以外の一般の高等学校については、入学から卒業まで、各都道府県教育委員会の指示に従っているか、あるいは個々の学校での個別的な対応に終始しているのが現状で、それ

らが公的に明らかにされるケースも稀であった。（平成10年、全国高等学校長協会・特殊学校部会は「高等学校における障害のある生徒の実態調査（報告）」を発表した。これはこの種の調査としては先駆的で、調査の主体が公立高等学校の校長であった点でも独創的であった。しかし回答校数が191校と少なく、調査の範囲も限定されたものであった。）

高等教育機関に進学してくる障害のある生徒に関していえば、その多くはいわゆる「統合教育」を受けた生徒、すなわち一般の高等学校を卒業してきた生徒たちである。そこで本研究では、これまでほとんど注目されてこなかった後期中等教育段階での障害のある生徒の実態調査を行い、生徒たちがどのようにして高等学校に進学・在籍・卒業しているのか、またそこでどのような問題を抱えているのかを明らかにしたいと考えている。

2. 調査の時期、内容と方法

本調査は、後期中等教育段階における障害のある生徒をテーマとした全国実態調査（盲・聾・養護学校は除く）である。調査は平成12年11月～12月にかけて行われた。今回の調査では、特に身体に障害のある生徒を直接の調査対象としており、状況把握が困難で、とくにプライバシーとの関連で極めて慎重な取り扱いが必要とされる学習障害・情緒障害・知的障害などの生徒については、別の研究課題にしたいと考えている（もとより、身体に障害のある生徒についても十分にそのプライバシーと人権を考慮すべきことは言うまでもない）。

具体的な調査の内容は、「各高等学校の属性」、「障害のある生徒の入学試験」に関わるもの、「障害のある生徒の在籍」に関わるもの、また「障害のある生徒の進学や就職」に関わるものが中心で、これらについてはすでに上記の「研究成果報告書」で発表した。今回、この資料で掲載するデータは、「高等学校における施設・設備・備品」、「障害のある生徒に対する配慮」、「障害のある生徒に対する制度的施策」、「障害のある生徒を支援する人や組織」などである。

それぞれの質問項目は、障害の種別（肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、病弱・虚弱）とその程度（重度、中軽度）に分かれているが、これは障害の種別や程度によって、各高等学校での対応に大きな違いが見られると考えたからである

調査対象校は文部科学省「学校基本調査報告書」（平成11年度版）をもとに選定され、特殊教育諸学校（盲・聾・養護学校）と通信制の高等学校を除いた、全国の全日制高等学校（4,603校）と定時制高等学校（176校）、および全日制と定時制の併置校（702校）が含まれており、その総数は5,481校である（ただし、全日制と定時制の併置校には調査票を2票ずつ送付しているため、実際の調査票配布数は6,183票となる）。具体的には

国立大学附属の高等学校（17校）、都道府県立の公立高等学校（3,882校）、市（区）立校（228校）、町立校（23校）、村立校（10校）、組合立校（5校）と私立の高等学校（1,316校）である。調査は上記の全国の高等学校（盲・聾・養護学校は除く）を対象に、郵送調査と訪問調査（障害のある生徒の教育で特徴的な学校など）を実施した。

3. 障害のある生徒のための「施設・設備・備品」

はじめに、障害のある生徒のための施設・設備・備品などへの対応がどの程度なされているのかを見よう。表3.1は肢体不自由生徒が使う設備などの状況を見たものである。質問への回答は複数回答可となっている。施設など配備率は、（除非不）列に示された不明・非該当を除いたパーセントを見ることとした。

表3.1. 肢体不自由生徒が使える施設・設備・備品

		(MA)			
		件数	(全体)	(除非)	(除非不)
1	手動車椅子	511	20.4	20.4	21.8
2	エレベーター	320	12.8	12.8	13.6
3	車椅子用公衆電話	50	2.0	2.0	2.1
4	段差解消のためのスロープ	770	30.8	30.8	32.8
5	男女共用の障害者用トイレ	687	27.5	27.5	29.3
6	男女別の障害者用トイレ	474	18.9	18.9	20.2
7	教室などの段差の改善	254	10.2	10.2	10.8
8	障害のある生徒用の静養室	37	1.5	1.5	1.6
9	その他	123	4.9	4.9	5.2
10	上記のような施設・設備・備品はない	879	35.1	35.1	37.5
	不明	157	6.3	6.3	0.0
	サンプル数 (%ベース)	2502	100	2502	2345

肢体不自由の生徒が使える施設・設備・備品では、「段差解消のためのスロープ」(32.8%)と「男女共用の障害者用トイレ」(29.3%)について、それぞれ約3割の高校が使えると回答している。さらに、「手動車椅子」(21.8%)「男女別の障害者用トイレ」(20.2%)が使えるとする回答が約2割でそれに続く。

表3.2. 視覚障害生徒が使える施設・設備・備品

		件数	(全体)	(除非)	(除非不)
1	点字ブロック	101	4.0	4.0	4.9
2	点字テープによる標識	34	1.4	1.4	1.6
3	点字辞書・点字図書	11	0.4	0.4	0.5
4	点字タイプライター	20	0.8	0.8	1.0
5	視覚障害者用パソコン	9	0.4	0.4	0.4
6	オプタコン	0	0.0	0.0	0.0
7	オプチスコープ	7	0.3	0.3	0.3
8	点字学習用の教材	41	1.6	1.6	2.0
9	視覚障害者用のリーディング室	0	0.0	0.0	0.0
10	その他	15	0.6	0.6	0.7
11	上記のような施設・設備・備品はない	1898	75.9	75.9	91.5
	不明	428	17.1	17.1	0.0
	サンプル数 (%ベース)	2502	100	2502	2074

表3.2から、視覚障害の生徒が使える施設・設備・備品については、使えるとする高校の回答が「点字ブロック」で4.9%、「点字学習用の教材」で2.0%、「点字テープによる標識」で1.6%である。

表3.3. 聴覚障害生徒が使える施設・設備・備品

(MA)

		件数	(全体)	(除非)	(除非不)
1	FM補聴器	27	1.1	1.1	1.3
2	FM補聴器用のループアンテナ	5	0.2	0.2	0.2
3	難聴者が使える公衆電話	1	0.0	0.0	0.0
4	緊急連絡用の避難信号機	2	0.1	0.1	0.1
5	手話学習用の教材	99	4.0	4.0	4.8
6	聴覚障害者用の専用学習室	2	0.1	0.1	0.1
7	その他	7	0.3	0.3	0.3
8	上記のような施設・設備・備品はない	1933	77.3	77.3	93.8
	不明	442	17.7	17.7	0.0
	サンプル数 (%ベース)	2502	100	2502	2060

表3.3から、聴覚障害の生徒が使える施設・設備・備品については、「手話学習用の教材」で4.8%、「FM補聴器」で1.3%が使えるとの回答であった。

表3.4. 病弱・虚弱生徒が使える施設・設備・備品

(MA)

	件数	(全体)	(除非)	(除非不)
1 手動車椅子	425	17.0	17.0	18.8
2 エレベーター	281	11.2	11.2	12.4
3 車椅子用公衆電話	41	1.6	1.6	1.8
4 段差解消のためのスロープ	576	23.0	23.0	25.5
5 男女共用の障害者用トイレ	547	21.9	21.9	24.2
6 男女別の障害者用トイレ	368	14.7	14.7	16.3
7 教室などの段差の改善	201	8.0	8.0	8.9
8 障害のある生徒用の静養室	30	1.2	1.2	1.3
9 その他	38	1.5	1.5	1.7
10 上記のような施設・設備・備品はない	1076	43.0	43.0	47.7
不明	244	9.8	9.8	0.0
サンプル数 (%ベース)	2502	100	2502	2258

表3.4をみると、病弱・虚弱の生徒が使える施設・設備・備品では、「段差解消のためのスロープ」が25.5%、「男女共用の障害者用トイレ」が24.2%で全体の約4分の1の高校で使えるとの回答があり、「手動車椅子」が18.8%、「男女別の障害者用トイレ」が16.3%で全体の2割弱でこれに続く。また、「エレベーター」が利用可能とする回答も1割以上（12.4%）あることがわかる。

「スロープ」や「トイレ」などの肢体不自由や病弱・虚弱の生徒が使える施設・設備・備品は、全体の3分の1から4分の1の高校でみられるが、視覚障害や聴覚障害の生徒が使える施設・設備・備品についてはいずれも5%に達せず、限られた高校のもののようにある。

4. 障害のある生徒への配慮

表4.1から表4.5までは、在籍する障害のある生徒への配慮についての質問を集計したものである。該当する障害のある生徒が在籍していない、あるいは、過去に在籍したことのない高校については、配慮の有無という質問自体が適合しないので、ここでは対象となる障害のある生徒の在籍している/した高校だけを選んで集計を行っている。

たとえば、表4.1では「障害のある生徒」全般への配慮の有無を集計しているが、この対象となったのは、現在あるいは過去において何らかの障害のある生徒を在籍させた高校のみであり、その数は欠損値のあるケースをさらに除いて1,390校（調査対象とな

った高校数は2,502校) となっている。

いずれも複数回答可の質問なので、ひとつの高校が複数の項目にチェックしている場合がある。そのため、延べ回答数は回収高校数2,502を超えている。表中の「重複回答をもとにした%」はこの延べ回答数を母数とするパーセント、「回答数をもとにした%」は回収高校数を母数としたパーセントを表すが、調査票回収高校の中での配慮実施パーセントを見るには「回答数をもとにした%」を用いることになる。

表4.1. 「障害のある生徒」全般への配慮

	度数	重複回答を	回答数を
		もとにした%	もとにした%
クラス編成上の配慮	627	10.9	45.1
生徒同士の配慮が行われるように指導	848	14.8	61.0
教員配置上の配慮	466	8.1	33.5
ホーム・ルームでの話し合い	373	6.5	26.8
体育祭などでの配慮	722	12.6	51.9
積極的に部活動に参加できるよう配慮	202	3.5	14.5
遠足・修学旅行などでの配慮	862	15.0	62.0
カリキュラム編成上の配慮（代替科目の用意など）	52	.9	3.7
代替問題の作成（定期試験時など）	61	1.1	4.4
補助による回答（定期試験時など）	42	.7	3.0
試験時間の延長（定期試験時など）	83	1.4	6.0
体育履修の配慮（別クラスを作るなど）	356	6.2	25.6
危険防止を考えた実験・実習の配慮	235	4.1	16.9
障害者介助のガイドを一般生徒に配布	29	.5	2.1
障害のある生徒について、教員の指導・援助	525	9.2	37.8
その他	74	1.3	5.3
上記のような配慮は行っていない	174	3.0	12.5
(欠損ケース数 81;有効ケース数 1,390) 全回答数	5731	100.0	412.3

表4.1をみると、「生徒同士の配慮が行われるように指導」「遠足・修学旅行などでの配慮」などは在籍のある/あった高校の60%以上でおこなわれており、「体育祭などでの配慮」「クラス編成上の配慮」などがこれに続いていることがわかる。これに対して、「カリキュラム編成上の配慮（代替科目の用意など）」「代替問題の作成(定期試験時など)」「補助による回答(定期試験時など)」「試験時間の延長(定期試験時など)」「障害者介助のガイドを一般生徒に配布」などを行なっている/行なった高校は10%未満となっている。

次に障害種別の配慮を見ていこう。まず肢体不自由の生徒への配慮であるが、先述したように、この集計は重度・中軽度を問わず、肢体不自由の生徒が在籍している/在籍した高校のみを分析対象としており、欠損値のあるケースを除いた総数は799ケースとなっている。

表4.2. 「肢体不自由の生徒」への配慮

	度数	重複回答を	回答数を
		もとにした%	もとにした%
学習補助機材の授業への持ち込み許可	37	3.5	4.7
家族などの授業参加を認める（介助のため）	68	6.5	8.7
家族などの授業以外での学校生活への参加を認める	196	18.6	25.2
介助者のための控え室を用意	92	8.8	11.8
障害物の除去など、移動の際のスペース確保	231	22.0	29.7
その他	60	5.7	7.7
上記のような配慮は行っていない	367	34.9	47.1

(欠損ケース数 107;有効ケース数 779) 全回答数	1051	100.0	134.9

ここでは「上記のような配慮は行っていない」が最も多く47.1%を占めている。比較的多く行われている項目は、「家族などの授業以外での学校生活への参加を認める」「障害物の除去など、移動の際のスペース確保」などである（表4.2）。

表4.3. 「視覚障害の生徒」への配慮

	度数	重複回答を	回答数を
		もとにした%	もとにした%
学習補助機材の授業への持ち込み許可	30	6.3	8.6
授業方法の配慮	92	19.3	26.4
点字や代筆を許可（レポート作成時など）	8	1.7	2.3
答案用紙の拡大（定期試験時など）	107	22.4	30.7
点字出題・点字解答（定期試験時など）	7	1.5	2.0
障害物の除去など、移動の際のスペース確保	40	8.4	11.5
その他	18	3.8	5.2
上記のような配慮は行っていない	175	36.7	50.3

(欠損ケース数 55;有効ケース数 348) 全回答数	477	100.0	137.1

「視覚障害の生徒」への配慮でも「上記のような配慮は行っていない」が50%を超えている。反対に比較的多く行われている項目は「授業方法の配慮」「答案用紙の拡大（定期試験時など）」などである（表4.3）。

聴覚障害のある生徒への配慮については、「上記のような配慮は行っていない」は比較的少なく（35.7%）、反対に「授業方法の配慮」が50%を超えて、「授業のノートを見せたりするよう他の生徒を指導」も30%あまりで行われている（表4.4）。

表4.4. 「聴覚障害の生徒」への配慮

	度数	重複回答を	回答数を
		もとにした%	もとにした%
授業方法の配慮	424	36.3	56.5
授業のノートを見せたりするよう他の生徒を指導	271	23.2	36.1
授業の概要をプリントして配布（事前・事後）	95	8.1	12.6
LL授業に対する配慮	49	4.2	6.5
教員の手話による授業	3	.3	.4
手話通訳つき授業	2	.2	.3
ノートテーカーつき授業	2	.2	.3
その他	54	4.6	7.2
上記のような配慮は行っていない	268	22.9	35.7
(欠損ケース数 92;有効ケース数 751) 全回答数	1168	100.0	155.5

病弱・虚弱の生徒への配慮については、「病欠中の学習補助・支援」が最も多く、該当する高校の43.1%で行われている/行われていたことがわかる。これに次ぐのは「家族などの授業以外での学校生活への参加を認める」「障害物の除去など、移動の際のスペース確保」などである（表4.5）。

表4.5. 「病弱・虚弱の生徒」への配慮

	度数	重複回答を	回答数を
		もとにした%	もとにした%
学習補助機材の授業への持ち込み許可	20	3.0	4.0
家族などの授業参加を認める（介助のため）	24	3.6	4.9
家族などの授業以外での学校生活への参加を認める	85	12.6	17.2
介助者のための控え室を用意	36	5.3	7.3
障害物の除去など、移動の際のスペース確保	72	10.7	14.6
病欠中の学習補助・支援	213	31.6	43.1
その他	33	4.9	6.7
上記のような配慮は行っていない	190	28.2	38.5
(欠損ケース数 55;有効ケース数 494) 全回答数	673	100.0	136.2

5. 障害のある生徒に対する「制度的施策」

この質問については「現在の障害のある生徒の在籍の有無に関わらず」という但し書きをつけて行われたものだが、過去も含めて一度も在籍経験を報告していない高校については非該当と考えられるので、なんらかの障害のある生徒の在籍経験を報告した高校に限って集計を行なう。

表5. 障害のある生徒に対する制度的諸施策

	度数	重複回答を	回答数を
		もとにした%	もとにした%
医師による健康管理	377	14.8	27.6
スクール・カウンセラーを配置	214	8.4	15.6
問題解決をはかる委員会の設置	146	5.8	10.7
介助の要員を配置	44	1.7	3.2
点訳・対面朗読の要員を配置	5	.2	.4
手話通訳・ノートテイク要員の配置	2	.1	.1
生徒・教職員の手話・点字講習制度化	23	.9	1.7
生徒ボランティアの養成・確保	213	8.4	15.6
他の機関との連絡・協力体制	281	11.1	20.5
地域の団体等との連絡・協力体制	145	5.7	10.6
障害のある生徒・親・教職員と懇談会	268	10.6	19.6
生徒指導にかかわる教員研修へ参加	263	10.4	19.2
その他	38	1.5	2.8
上記のような諸施策は行っていない	520	20.5	38.0
	-----	-----	-----
(欠損ケース数 103;有効ケース数 1,368) 全回答数	2539	100.0	185.6

ここで比較的多くの高校に見られるのは、「医師による健康管理」「他の機関との連絡・協力体制」「障害のある生徒・親・教職員と懇談会」「生徒指導にかかわる教員研修へ参加」などで20%近くからそれ以上の高校でこうした制度的施策がとられている。点訳・手話通訳などの要員配置は1%未満であるが、「介助の要員を配置」は3%ほどの高校で行われており、人員配置をとまなう諸施策の中では比較的割合は大きい（「スクール・カウンセラー」は15%を超えるが、ここでいう「障害のある生徒」に対する意味合いだけではないのだろう）。

学校教育においては「生徒の安全の確保」は第一に求められるものであるから、「医師による健康管理」との回答校が最も多いのは当然であろう。また、「他の機関との連絡・協力体制」が2番目に多いのは、各高校と都道府県教育委員会との連絡・協力をあらわしているものと思われる。

6. 障害のある生徒を「支援する人や組織」

ここでは、「障害のある生徒」を支援する人や組織の存在を教員・職員・生徒に分けて集計する。こうした存在は、実際に障害のある生徒の在籍があってはじめて養成・組織されるものであるかもしれないが、ノーマライゼーションの進展によって事前に用意されるものであるのかもしれない。したがって、集計にあたっては障害のある生徒の在籍の有無に関わらず、すべての高校を母数として比率を算出することにしたい。

まず障害のある生徒支援の教員・組織の状態を見たのが表6.1である。この表から、教員による障害のある生徒を支援する人や組織について回答が多いものから「ボランティア活動に熱心な教員」が29.7%、続いて「養護教育の資格のある教員」で27.0%、「特殊教育に対して経験のある教員」が22.1%、「手話のできる教員」が13.9%などである。

表6.1. 障害のある生徒を支援する人や組織の存在：教員

(MA)

	件数	(全体)	(除非)	(除非不)
1 養護教育の資格のある教員	620	24.8	24.8	27.0
2 特殊教育に対して経験のある教員	507	20.3	20.3	22.1
3 教授法・成績評価を考える委員会	50	2.0	2.0	2.2
4 ボランティア活動に熱心な教員	681	27.2	27.2	29.7
5 手話のできる教員	320	12.8	12.8	13.9
6 点字のできる教員	130	5.2	5.2	5.7
7 手話サークル	123	4.9	4.9	5.4
8 点字サークル	27	1.1	1.1	1.2
9 その他	37	1.5	1.5	1.6
10 上記に該当する人や組織はない	1025	41.0	41.0	44.7
不明	207	8.3	8.3	0.0
サンプル数 (%ベース)	2502	100	2502	2295

これに対して、障害のある生徒を支援する職員・組織については、9割近くが「上記に該当する人や組織はない」となっており、多くの項目が1%未満である（表6.2）。職員による障害のある生徒を支援する人や組織について回答が一番多いのは「養護職員」で5.6%、続いて「ボランティア活動に熱心な職員」4.5%となっている。

表6.2. 障害のある生徒を支援する人や組織の存在：職員

(MA)

		件数	(全体)	(除非)	(除非不)
1	養護職員	118	4.7	4.7	5.6
2	ボランティア活動に熱心な職員	94	3.8	3.8	4.5
3	手話のできる職員	23	0.9	0.9	1.1
4	点字のできる職員	3	0.1	0.1	0.1
5	手話サークル	5	0.2	0.2	0.2
6	点字サークル	3	0.1	0.1	0.1
7	その他	55	2.2	2.2	2.6
8	上記に該当する人や組織はない	1835	73.3	73.3	87.0
	不明	393	15.7	15.7	0.0
	サンプル数 (%ベース)	2502	100	2502	2109

生徒による障害のある生徒を支援する人や組織について回答が一番多いのは「ボランティア組織」で40.3%、続いて「手話サークル」の9.4%である。生徒の組織に関しては、「ボランティア組織」が4割以上の高校にあって、潜在的に障害のある生徒の支援可能な状況を生み出している。

表6.3. 障害のある生徒を支援する人や組織の存在：生徒

(MA)

		件数	(全体)	(除非)	(除非不)
1	障害生徒にかかわる生徒会委員会	59	2.4	2.4	2.6
2	ボランティア組織	915	36.6	36.6	40.3
3	手話サークル	214	8.6	8.6	9.4
4	点字サークル	55	2.2	2.2	2.4
5	障害者の問題を考えるクラブ活動	107	4.3	4.3	4.7
6	その他	67	2.7	2.7	3.0
7	上記に該当する人や組織はない	1149	45.9	45.9	50.7
	不明	234	9.4	9.4	0.0
	サンプル数 (%ベース)	2502	100	2502	2268

障害のある生徒を支援する人や組織について全体をみると、当然のことながら、日々接する機会の多い教員についての回答が多い。また、最近の時流の反映か、生徒のボランティア組織の回答の多さも目立つ。ただしここで注意しなければならないことは、教

員・職員・生徒いずれについても、改めて今回の調査の「障害のある生徒を支援する人や組織」と言えるようなものは存在せずとも、周りの者がみな必要に応じて適宜支援（援助）行動をとっているために、あらためて回答はしていないことも考えられる。

7. 地域別に見た「施設」などの配置状況

ここまでで、調査票にある質問項目の度数分布に関する集計は、ほぼすべて完了したことになる。しかし、集計の方法は度数分布表を出すことにとどまらない。2つ以上の項目間の関係を分析しようとするれば、多種多様な膨大な集計が可能となる。

表7.1. 「施設・設備・備品」配備数の地域別平均と標準偏差

学校の所在地域		肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	病弱・虚弱
北海道	平均値	1.39	.85	.04	.79
	度数	228	228	228	228
	標準偏差	1.307	.373	.226	.627
東北	平均値	.81	.91	.04	.89
	度数	328	328	328	328
	標準偏差	1.173	.332	.195	.551
関東	平均値	1.27	.81	.04	.84
	度数	622	622	622	622
	標準偏差	1.500	.414	.197	.768
甲信越・北陸	平均値	1.28	.83	.03	.84
	度数	208	208	208	208
	標準偏差	1.293	.400	.194	.592
東海	平均値	.97	.90	.05	.75
	度数	237	237	237	237
	標準偏差	1.248	.548	.211	.516
近畿	平均値	2.25	.92	.12	.99
	度数	290	290	290	290
	標準偏差	1.528	.586	.461	.937
中国	平均値	1.49	.88	.13	.96
	度数	158	158	158	158
	標準偏差	1.538	.428	.393	.785
四国	平均値	1.20	.79	.10	.79
	度数	122	122	122	122
	標準偏差	1.360	.411	.373	.592
九州・沖縄	平均値	1.02	.81	.03	.78
	度数	303	303	303	303
	標準偏差	1.323	.408	.170	.700
合計	平均値	1.29	.85	.06	.85
	度数	2496	2496	2496	2496
	標準偏差	1.436	.439	.269	.706

これから先は、項目間の関連を明らかにするための本格的分析作業が待っていることになるが、ここではその第一歩として、これまで見た「施設・設備・備品」「配慮」「制度的施策」「支援する人や組織」の地域別の違いを集計した結果を示すことにしよう。地域は、北海道から九州・沖縄までの9つに区分する。個々の施設の有無ごとにこれら9地域の配備の有無を見るとなると表が煩雑になりすぎるので、項目ごとの質的な違いを

捨象して、ここではたとえば「施設・設備・備品」は配備数を地域ごとに平均してみていることにしよう。

表7.1を見ると、肢体不自由生徒のための「施設・設備・備品」数の平均は、北海道で1.39、東北で0.81、関東で1.27、…、などであることがわかる。このように地域別にみると、障害生徒向けの「施設・設備・備品」配置の状況には違いが見られるところもあるが、もともと配備数の少ない視覚障害生徒・聴覚障害生徒向けの「施設・設備・備品」に関しては数値上の違いは小さくなって比較することは難しい。

表7.2. 「配慮」数の地域別平均と標準偏差

学校の所在地域		全般	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	病弱・虚弱
北海道	平均値	3.29	.36	.17	.36	.26
	度数	87	228	228	228	228
	標準偏差	2.719	.717	.524	.840	.644
東北	平均値	3.18	.44	.14	.33	.27
	度数	192	328	328	328	328
	標準偏差	2.519	.652	.445	.727	.637
関東	平均値	3.70	.57	.20	.35	.36
	度数	365	622	622	622	622
	標準偏差	2.899	.870	.592	.767	.828
甲信越・北陸	平均値	3.40	.49	.21	.45	.28
	度数	118	208	208	208	208
	標準偏差	2.862	.761	.738	.867	.644
東海	平均値	3.29	.41	.15	.38	.23
	度数	147	237	237	237	237
	標準偏差	2.524	.614	.528	.818	.503
近畿	平均値	5.19	.66	.47	.73	.61
	度数	213	290	290	290	290
	標準偏差	3.236	.950	1.009	1.181	1.044
中国	平均値	4.25	.58	.31	.61	.45
	度数	103	158	158	158	158
	標準偏差	3.229	.918	.722	1.069	.900
四国	平均値	3.78	.39	.11	.48	.19
	度数	63	122	122	122	122
	標準偏差	2.732	.745	.430	.920	.580
九州・沖縄	平均値	3.55	.52	.19	.51	.26
	度数	181	303	303	303	303
	標準偏差	2.513	.837	.568	.931	.714
合計	平均値	3.78	.51	.22	.45	.34
	度数	1469	2496	2496	2496	2496
	標準偏差	2.892	.808	.647	.895	.768

次に、障害のある生徒への配慮について、その数の平均を地域別に集計した結果を見よう（表7.2）。先ほどの表にも同じような傾向を見て取ることができるが、一貫してこれらの平均が高いのは近畿地方であることがわかる。「施設・設備・備品」「配慮」のいずれをとっても、すべての障害種別において配備数・配慮数とも平均では第1位となっており、際立っている。

表7.3. 「制度的施策（障害生徒在籍）」数の地域別平均と標準偏差

学校の所在地域	平均値	度数	標準偏差
北海道	1.03	87	1.521
東北	1.05	192	1.320
関東	1.22	365	1.528
甲信越・北陸	1.55	118	1.767
東海	1.00	147	1.443
近畿	2.31	213	1.974
中国	1.59	103	1.740
四国	1.22	63	1.325
九州・沖縄	1.21	181	1.538
合計	1.37	1469	1.647

表7.3の「制度的施策の実施」数、表7.4の「支援する人と組織」数にも、この傾向は明らかである。平均に多少の違いが見られるものの、このほか地域の傾向は必ずしも明らかではない。これより分析を進めるためには、統計的検定などを用いたより詳細な地域差の検討が必要だろう。

表7.4. 「支援する人と組織」数の地域別平均と標準偏差

学校の所在地域		教員	職員	生徒
北海道	平均値	.86	.05	.50
	度数	228	228	228
	標準偏差	1.090	.224	.590
東北	平均値	.87	.06	.54
	度数	328	328	328
	標準偏差	1.280	.264	.703
関東	平均値	.92	.14	.50
	度数	622	622	622
	標準偏差	1.267	.425	.737
甲信越・北陸	平均値	.88	.12	.67
	度数	208	208	208
	標準偏差	1.250	.346	.786
東海	平均値	.97	.12	.52
	度数	237	237	237
	標準偏差	1.235	.388	.674
近畿	平均値	1.42	.16	.69
	度数	290	290	290
	標準偏差	1.400	.402	.853
中国	平均値	1.17	.13	.78
	度数	158	158	158
	標準偏差	1.455	.341	.900
四国	平均値	1.04	.16	.55
	度数	122	122	122
	標準偏差	1.262	.407	.694
九州・沖縄	平均値	.97	.14	.52
	度数	303	303	303
	標準偏差	1.137	.365	.629
合計	平均値	1.00	.12	.57
	度数	2496	2496	2496
	標準偏差	1.272	.366	.735

8. おわりに

先にも述べたように、この資料をもってわれわれが2000年度に実施した全国の高等学校における障害のある生徒調査・調査票のほとんどの項目の度数分布を示したことになる。この先には、この資料でも一端を示した複数の項目間の関連の分析、障害のある生徒の在籍までの経緯と、施設・設備や配慮などの受け入れ態勢の整備に関する膨大な分析課題が待っている。それらに関しては、また稿を改めて論じることとしたい。